

学校いじめ防止基本方針

習志野市立第一中学校

令和 7 年 3 月改定

習志野市立第一中学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

安全安心な学校づくりは学校経営の基本であるとの認識のもと、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）、国のいじめ防止基本方針及び習志野市いじめ防止方針に則り、次のような方針でいじめ問題に取り組む。

いじめはすべての生徒に関係する問題であり、すべての生徒が「いじめが絶対に許されない行為であると正しく認識すること」、「自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいのかを理解し行動できる力を身に付けること」が、学校の内外を問わず誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えるための中核をなすものである。そして、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒及びいじめを受けた生徒を助けようとした生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要である。

そのため、本校では「学校いじめ対策組織」を設置し、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取り組みを組織的に行う。

2 いじめの定義

いじめ防止基本方針では、「法」第2条に基づき、次の通りいじめを定義する。

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」こと。なお起こった場所は学校の内外を問わない。

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 学校いじめ対策組織について

基本的には、既存の「生活部会」「教育相談部会」を「いじめ防止委員会」とするが、固定的なものではなく、協議や対応する内容に応じて学年主任・担任等を交え、柔軟に対応するものとする。

(1) 構成員

校長 教頭 生徒指導主任（集約担当） 教育相談主任 学年生徒指導担当 学年教育相談担当
養護教諭 特別支援コーディネーター 教育相談員 スクールカウンセラー

(2) 役割

「いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正の中核となる。また、いじめの相談や通報の窓口となり、情報の収集や記録、共有の場としての役割を担う。

(3) 定例会・臨時会

定例会－毎週時間割の中に1時間、生活部会と相談部会を開き、情報の共有・対応策検討を行う。

臨時会－緊急性のあるいじめが発覚した場合、緊急な対応が必要とされる場合等に関き、事実確認や対応の検討を行うと共に、必要に応じて関係機関と連携をとる。

(4) 組織図



4 指導の重点

(1) 未然防止

- ・学校の基本方針や相談窓口についてホームページ等を利用し、生徒、保護者、地域に周知する。
- ・豊かな人間関係を基盤にした学級経営、学年経営、学習指導を行う。
- ・自己指導能力の育成や自己有用感を高める教育活動を展開するよう努める。
- ・いじめは許さないという毅然とした態度での指導を行う。
- ・いじめは許されない行為であるという自覚を持たせる指導を行う。
- ・弱い立場にある生徒を「必ず守る」姿勢を持つ。
- ・日常の生徒とのふれあいを通して、生徒理解に力を入れる。
- ・道徳の時間を要とした道徳教育を充実させる。
- ・生徒指導の機能を生かしたわかる授業を展開する。
- ・体罰や暴力、暴言などいじめを助長する行為のない学校づくりを行う。
- ・生徒会活動を通して、生徒がいじめに対して主体的に考え、行動する機会を意図的・計画的に設定する。例) イエローリボン運動、いじめゼロ宣言、命を大切にするキャンペーン
- ・過度の競争意識や勝利至上主義を生まない学校づくりを行う。
- ・情報モラルを含めた情報教育を充実させる。
- ・生徒に達成感や感動、人間関係の深化が得られる学校行事を企画する。

(2) 早期発見

①習志野市教育委員会指導課主体のいじめアンケート調査について

ア 目的 いじめの早期発見・早期対応

イ 時期 毎学期、年3回実施する

ウ 方法 質問紙による

質問紙作成：教育委員会 集計・分析：当該校（各学年に集約担当を置く）

エ 報告 いじめを認知した場合は学校いじめ防止委員会へ報告する。

集計後、教育委員会指導課へ提出する。

重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会保健体育安全課へ報告し、その後は指導課と連携し対応する。

オ 対応 学校いじめ防止委員会が中心となり、対応する。

②面談等による調査について

ア 目的 いじめ等の早期発見 生徒の情緒的な内面を受け止め、相互理解に生かす。

イ 時期 教育相談週間を年3回設け、毎学期実施する。

ウ 方法 心の窓アンケートを実施後、主に担任と面談を行う。

エ 報告 いじめを認知した場合は学校いじめ防止委員会へ報告する。

重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会保健体育安全課へ報告し、その後は指導課と連携し対応する。

オ 対応 学校いじめ防止委員会が中心となり、対応する。

③日常の取組について

ア いじめのサインに気が付く

- ・いじめられている生徒は、心理的負担感を「心・身体・言動」にストレス反応として意識的、無意識的に表出する。また一見、遊び・ふざけ・喧嘩に見えるものにも注意を払う。
- ・サインに気が付いたら被害を過小評価しない。

イ 人間関係の把握に努める

- ・固定化したグループの子ども同士の関係性について、アセスメントを必要に応じて行う。
- ・複数の教職員の情報をつなぎ合わせて全体像を適切に把握する。

ウ 情報収集力を高める

- ・生徒の日記や作品等からも、生徒の心情をきめ細かに把握するよう努める。
- ・解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組めるように支援する。

エ 関係機関の紹介

- ・関係機関の連絡先を配布物やポスター等で紹介することで、市町村や警察の相談機関等へのいじめの訴えや相談ができることを家庭や地域に周知する。

相談先一覧

習志野市総合教育センター 教育相談	市	0 4 7 - 4 7 5 - 8 3 4 1 (やさしい)
青少年テレホン相談	市	0 4 7 - 4 7 5 - 7 8 6 7 (なやむな)
千葉県子どもと親のサポートセンター	県	0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6 (千葉県内のみです)
24時間子供SOSダイヤル	国	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0 (なやみ言おう)
ヤング・テレホン	県	0 1 2 0 - 7 8 3 - 4 9 7 (千葉県警察少年センター)
チャイルドライン	国	0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7 (チャイルドライン支援センター)
子ども人権110番	国	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0 (法務省)
習志野市キャッチボールメール	市	習志野市(ならしのし)のホームページのトップページから
習志野市いじめメール相談	市	 tsunagaru@city.narashino.lg.jp
匿名相談WEBアプリ「習志野子どもホッとライン」	市	タブレットのL-Gateからつながります。

5 いじめの発見時の対応

教職員が知り得たいじめの情報は、いじめ防止委員会へ共有する。

(1) 組織的対応の展開

①情報の整理および事実の確認

- ・複数の職員で、加害生徒、被害生徒、周囲の生徒への聞き取りを行う。
- ・聞き取り内容を基に、当該生徒と事実の確認を行う。

②対応方針検討

- ・指導の方針と手順を検討する。

③被害生徒の安全確保

- ・本人及び保護者に安全確保の措置を説明する。

④加害生徒への指導

- ・保護者との連携のもと指導を行う。いじめの行為については毅然と指導する。
- ・加害生徒が抱える問題がある場合は教育相談等も適宜行いその解消も図る。

⑤いじめの傍観者や観衆となっている生徒への指導

- ・学級及び、学年、学校全体の問題として考え、いじめの観衆者、傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

⑥経過観察

- ・行動観察や面談、生活ノート等を通して経過観察を行う。
- ・いじめアンケートで認知したいじめについては、いじめ防止委員会定例会で当該学年からの報告を受け、長期的な見守りを行う。「いじめアンケート経過観察シート」を活用し、解消状況を確認する。

⑦いじめ解消の判断

「解消」とするにあたっては、少なくとも次の2つの要件を満たしていること。

ア「いじめの行為が止んでいること」（3か月を目安とする）

イ「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」（本人、保護者と面談等により確認）

<事情聴取の際の留意事項>

- いじめられている生徒や、周囲の生徒からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮する。
- 安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。
- 聴取した内容については、記録（手書きとデジタルデータの両方）を残す。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。

6 重大事態への対応

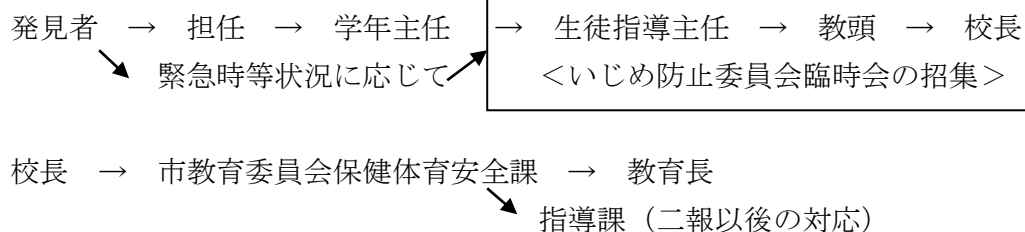
(1) 重大事態の定義

「法」第28条に基づき、次の通り、重大事態を定義する。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態発生時の対応

【学校内の報告・連絡】



- ・ 習志野市教育委員会 保健体育安全課 047-452-0919 指導課 047-451-1132
- ・ 習志野警察署 生活安全課 047-474-0110 内線 267

(3) 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

学校において重大事態を把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

特に、いじめが犯罪行為に相当し得るとみとめられる事案や学校のみで解決が困難な事案については、警察への相談・通報を行う。また、福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

7 公表・点検・評価等について

- ①学校ホームページに本基本方針を掲載する。
- ②学校評価にいじめの防止等に関する質問を加えて実施する。
- ③いじめ防止委員会等、校内の教職員による、本基本方針に基づいた対応を点検する。